



第4章

その他の制度

1 地域計画事業加算金

本制度は平成26年度から開始した制度で、地域計画とは「自分たちの地域を今後どのような地域にしていきたいか、そのためにはどのような活動が必要かということについて、地域住民が自ら策定した“5年間”の校区連絡会の活動計画」のことです。この計画を実施するにあたり、活動に不足する資金を地域計画事業加算金として交付します。

なお、令和9年度を最後に本制度は終了となる予定です。最後に地域計画を開始できるのは令和7年度、計画年数は3年間へ短縮されます。

補助金額

年度ごとに上限100万円を交付します。

補助対象となる経費

地域計画の各事業の実施に必要な経費

例：備品購入費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、交通費、謝金など

補助対象とならない経費

校区連絡会の経常的な事業に要する経費、人件費、不動産取得費

公租公課等の経費、領収書の出ない経費

その他市長が不相当と認める経費

事業開始までのスケジュール

	内容	時期
1	地域計画実施に関する相談	随時
2	アンケートの配布と分析	地域計画の策定前に
3	地域計画の策定	
4	①地域計画書の提出 (アンケート分析結果、地域の目指す将来像、 具体的な事業や事業実施期間を盛り込む) ②事業実施に係る事前資料の提出 (1年目に実施する事業の活動計画と予算)	事業開始前年度の9月末 までに提出してください
5	地域計画書の広報	地域計画書の採択後
6	事業開始	4月～

※アンケート・地域計画書の印刷は市で行います。

2 花いっぱい事業

花いっぱい事業とは、みどりを育む市民ふれあい事業の一環として、地域の美化とコミュニティ醸成に役立てていただくことを目的とした、校区連絡会に花と培養土を提供する事業です。

例年5月下旬を目安に、各校区連絡会の指定場所に花と培養土を配送します。配送業者等が決定次第、詳しい日時などを各校区連絡会に通知します。

担当：市民活動推進課 自治振興係（内線 365）

3 市民活動補償制度

市民活動補償制度は、市民活動中に生じた事故の負担を軽減し、安心して市民活動を行えるように、市が保険料を全額負担し保険制度の面から支援していくものです。市内すべての校区連絡会は、この市民活動補償制度に登録済みです。

万が一、事故があった場合は、担当までご相談ください。

	補償対象になる	補償対象ではない
人	校区連絡会の役員や事業を実施する際の運営者やスタッフ	運営者やスタッフを除く事業の参加者 (例：夏祭りの来場者)
活動	公益性があり、校区連絡会の事業計画に位置づけられている活動	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動による事故 ・指導者や活動者による故意の事故 ・交通事故など車両による事故 ・地震、雷など天災による事故 ・疾病（特定疾病は除く）、脳疾患又は心神喪失による事故 ・自覚症状しかないむち打ち症や腰痛 等

担当：市民活動推進課 市民活動推進係（内線 475）

4 熊谷市青少年健全育成事業推進奨励金

熊谷市内の青少年健全育成活動を推進する目的で、令和5年度からこども課で設置された奨励金制度です。

地域で青少年健全育成事業を実施する団体が交付対象となりますので、青少年健全育成市民会議各支部に限らず、各校区連絡会も受け取ることができます（両団体の代表者が合算交付に同意している場合に限ります。）。

交付対象となる事業	活動例
(1) 青少年問題についての啓発事業 (啓発事業)	教育講演会、啓発物品の配布等
(2) 家庭の健全化を図るための事業 (家庭健全化事業)	親子参加型イベント等
(3) 社会環境の浄化を図るための事業 (社会浄化事業)	子どもの見守り活動等
(4) その他、青少年の健全な育成を図ることを目的とした事業 (その他事業)	地区まっりの開催・参加等

対象団体	青少年健全育成市民会議支部	校区連絡会
窓口	こども課	市民活動推進課 【まごころ奨励金と合算交付申請】
交付申請	健全育成奨励金用の ・申請書 ・事業実施計画書 ・予算書 (健全育成) ・会則※ ・役員名簿※	まごころ奨励金用の ・申請書 ・事業実施計画書 ・予算書①② (まごころ&健全育成) ・会則 ・役員名簿
請求	請求書 (共通様式です)	
実績報告	健全育成奨励金用の ・実績報告書 ・事業実施報告書 ・決算書 (健全育成) ・活動写真等 ・領収書	まごころ奨励金用の ・実績報告書 ・事業実施報告書 ・決算書①② (まごころ&健全育成) ・活動写真等 ・領収書※

※状況により省略可能です。

担当：こども課 相談支援係 (内線 552)